

議案第59号

みよし市下水道条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年11月29日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、下水道排水設備指定工事店の指定等に関する事項を条例で規定するため必要があるからである。

みよし市下水道条例の一部を改正する条例

みよし市下水道条例（昭和62年三好町条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 排水設備の設置等（第4条―第8条）」を

「第2章 排水設備の設置等（第4条―第7条）」を

に改める。

第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定（第8条―第8条の9）」

第3条に次の1号を加える。

(14) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格し、排水設備工事責任技術者として協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた者をいう。

第7条の次に次の章名を付する。

第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定

第8条を次のように改める。

（排水設備等の工事の実施）

第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

第8条の次に次の8条を加える。

（指定の申請）

第8条の2 前条の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行うものとする。

2 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称、所在地及び連絡先

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第5項の規定により記載を省略した住民票の写し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードの写し又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）

第7条第1項に規定する特別永住者証明書の写し、経歴書及び次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に掲げる書類
 - (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
 - (4) 営業所ごとに選任した責任技術者の名簿並びに愛知県内における他の営業所との兼務状況が分かる書類及び雇用関係を証する書類
 - (5) 選任した責任技術者の責任技術者証の写し
 - (6) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (指定の基準)

第8条の3 市長は、第8条の2第2項の規定により申請書を提出した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第8条の指定を行うものとする。

- (1) 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。
- (2) 規則で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 愛知県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第8条の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市長は、第8条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとるものとする。

(責任技術者)

第8条の4 下水道排水設備指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、愛知県内における他の営業所

について兼任することを妨げない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 第7条第1項に規定する検査の立会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(責任技術者証の携帯等)

第8条の5 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定工事店証)

第8条の6 市長は、下水道排水設備指定工事店として指定を行った者に対し、指定工事店証を交付するものとする。

2 下水道排水設備指定工事店は、指定工事店証を適切に保管し、求めがあったときには提示しなければならない。

3 下水道排水設備指定工事店は、第8条の9第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく、市長に指定工事店証を返納しなければならない。

4 下水道排水設備指定工事店は、第8条の9第1項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その停止の期間中指定工事店証を市長に返納しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(下水道排水設備指定工事店の責務及び遵守事項)

第8条の7 下水道排水設備指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い適正な排水設備等の新設等の工事を施工しなければならない。

2 下水道排水設備指定工事店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は適正な工費で施工し、工事の請負契約に際しては、工事金額、工事期限その

他の必要事項を明確に示さなければならない。

- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 下水道排水設備指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (5) 工事は、第6条に規定する排水設備等の計画に係る市長の確認を受けたものでなければならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計し、及び施工してはならない。
- (7) 工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会いの上、市が実施する完了検査を受けなければならない。
- (8) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められたときは、改修しなければならない。
- (9) 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(変更の届出等)

第8条の8 下水道排水設備指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第8条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第8条の9 市長は、下水道排水設備指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第8条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- (2) 第8条の4第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第8条の7に規定する下水道排水設備指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の新設等の工事の施工ができないと認められるとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) その施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (6) 不正の手段により第8条の指定を受けたとき。

- 2 第8条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に下水道排水設備指定工事店として指定を受けている者は、この条例による改正後のみよし市下水道条例（以下「新条例」という。）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店とみなし、その者が交付を受けている指定工事店証は、新条例第8条の6第1項の規定に基づき交付された指定工事店証とみなす。

(みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年三好町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第8条」を「第8条の9」に改め、「「排水」と」の次に「、同条例第8条の7第1項中「下水道に」とあるのは「排水処理施設に」と、同条例第8条の9第1項第5号中「下水道施設」とあるのは「排水処理施設」と」を加える。

(みよし市コミュニティ・プラント設置条例の一部改正)

- 4 みよし市コミュニティ・プラント設置条例（平成9年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第8条」を「第8条の9」に改め、「「排水」と」の次に「、同条例第8条の7第1項中「下水道に」とあるのは「コミュニティ・プラントに」と、同条例第8条の9第1項第5号中「下水道施設」とあるのは「コミュニティ・プラント」と」を加える。

みよし市下水道条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p><u>第2章 排水設備の設置等（第4条—第7条）</u></p> <p><u>第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定（第8条—第8条の9）</u></p> <p>第3章以下 略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（13） 略</p> <p><u>（14） 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格し、排水設備工事責任技術者として協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた者をいう。</u></p> <p><u>第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定</u></p> <p><u>（排水設備等の工事の実施）</u></p> <p><u>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</u></p> <p><u>（指定の申請）</u></p> <p><u>第8条の2 前条の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>（2） 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称、所在地及び連絡先</u></p> <p><u>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 個人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第5項の規定により記載を省略した住民票の写し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードの写し又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書の写し、経歴書及び次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p><u>（2） 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に掲げる書類</u></p> <p><u>（3） 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図</u></p> <p><u>（4） 営業所ごとに選任した責任技術者の名簿並びに愛知県内における他の営業所との兼務状況が分かる書類及び雇用関係を証する書類</u></p> <p><u>（5） 選任した責任技術者の責任技術者証の写し</u></p> <p><u>（6） 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類</u></p> <p><u>（7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>（指定の基準）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p><u>第2章 排水設備の設置等（第4条—第8条）</u></p> <p>第3章以下 略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 同左</p> <p>（1）～（13） 略</p> <p><u>（排水設備等の工事の実施）</u></p> <p><u>第8条 排水設備等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者を選任している業者として規則で定めるところにより市長が指定したものが行わなければならない。</u></p>

みよし市下水道条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>第8条の3 市長は、第8条の2第2項の規定により申請書を提出した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第8条の指定を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>営業所ごとに、責任技術者を選任していること。</u></p> <p>(2) <u>規則で定める機械器具を有する者であること。</u></p> <p>(3) <u>愛知県内に営業所がある者であること。</u></p> <p>(4) <u>次のいずれにも該当しない者であること。</u></p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ <u>第8条の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</u></p> <p>ウ <u>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u></p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ <u>法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p><u>2 市長は、第8条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとるものとする。</u> <u>(責任技術者)</u></p> <p><u>第8条の4 下水道排水設備指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、愛知県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p><u>2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理</u></p> <p>(2) <u>排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督</u></p> <p>(3) <u>排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認</u></p> <p>(4) <u>第7条第1項に規定する検査の立会い</u></p> <p><u>3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。</u> <u>(責任技術者証の携帯等)</u></p> <p><u>第8条の5 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u> <u>(指定工事店証)</u></p> <p><u>第8条の6 市長は、下水道排水設備指定工事店として指定を行った者に対し、指定工事店証を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 下水道排水設備指定工事店は、指定工事店証を適切に保管し、求めがあつたときには提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 下水道排水設備指定工事店は、第8条の9第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく、市長に指定工事店証を返納しなければならない。</u></p> <p><u>4 下水道排水設備指定工事店は、第8条の9第1項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その停止の期間中指定工事店証を市長に返納しなければならない。</u></p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	

みよし市下水道条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(下水道排水設備指定工事店の責務及び遵守事項)</u></p> <p><u>第8条の7 下水道排水設備指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い適正な排水設備等の新設等の工事を施工しなければならない。</u></p> <p><u>2 下水道排水設備指定工事店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>(2) 工事は適正な工費で施工し、工事の請負契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。</u></p> <p><u>(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</u></p> <p><u>(4) 下水道排水設備指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与し、又は譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(5) 工事は、第6条に規定する排水設備等の計画に係る市長の確認を受けたものでなければならない。</u></p> <p><u>(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計し、及び施工してはならない。</u></p> <p><u>(7) 工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会いの上、市が実施する完了検査を受けなければならない。</u></p> <p><u>(8) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められたときは、改修しなければならない。</u></p> <p><u>(9) 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(変更の届出等)</u></p> <p><u>第8条の8 下水道排水設備指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第8条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(指定の取消し又は一時停止)</u></p> <p><u>第8条の9 市長は、下水道排水設備指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</u></p> <p><u>(1) 第8条の3第1項各号に適合しなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 第8条の4第1項の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 第8条の7に規定する下水道排水設備指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の新設等の工事ができないと認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(5) その施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</u></p> <p><u>(6) 不正の手段により第8条の指定を受けたとき。</u></p> <p><u>2 第8条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p>	

みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第3項関係）

改正案	現行
<p>（準用）</p> <p>第9条 みよし市下水道条例第4条、第6条から第8条の9まで、第3章（第14条、第15条及び第17条の規定を除く。）、第4章及び第6章の規定は、排水処理施設の管理に準用する。この場合において、同条例第4条第1号及び第2号、第9条第1項及び第2項、第10条、第12条、第13条、第18条第2項、第19条第1項、第20条第1項並びに第22条第4号中「公共下水道」とあるのは「排水処理施設」と、同条例第4条第1号及び第3号並びに第10条第1項中「汚水」とあるのは「排水」と、<u>同条例第8条の7第1項中「下水道に」とあるのは「排水処理施設に」と、同条例第8条の9第1項第5号中「下水道施設」とあるのは「排水処理施設」と</u>、同条例第9条第1項中「特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質に係る法第12条の2第3項」とあるのは、「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の2の規定は、特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質について準用し、同条第3項」と、同条例第18条第1項中「法第24条第1項の許可」とあるのは、「行為の制限については法第24条の規定を準用し、同条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第9条 みよし市下水道条例第4条、第6条から第8条まで、第3章（第14条、第15条及び第17条の規定を除く。）、第4章及び第6章の規定は、排水処理施設の管理に準用する。この場合において、同条例第4条第1号及び第2号、第9条第1項及び第2項、第10条、第12条、第13条、第18条第2項、第19条第1項、第20条第1項並びに第22条第4号中「公共下水道」とあるのは「排水処理施設」と、同条例第4条第1号及び第3号並びに第10条第1項中「汚水」とあるのは「排水」と、同条例第9条第1項中「特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質に係る法第12条の2第3項」とあるのは、「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の2の規定は、特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質について準用し、同条第3項」と、同条例第18条第1項中「法第24条第1項の許可」とあるのは、「行為の制限については法第24条の規定を準用し、同条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p>

みよし市コミュニティ・プラント設置条例の一部改正新旧対照表（附則第4項関係）

改正案	現行
<p>（準用）</p> <p>第9条 みよし市下水道条例第4条、第6条から第8条の9まで、第3章（第14条、第15条及び第17条の規定を除く。）、第4章及び第6章の規定は、コミュニティ・プラントの管理に準用する。この場合において、同条例第4条第1号及び第2号、第9条第1項及び第2項、第10条、第12条、第13条、第18条第2項、第19条第1項、第20条第1項並びに第22条第4号中「公共下水道」とあるのは「コミュニティ・プラント」と、同条例第4条第1号及び第3号並びに第10条第1項中「汚水」とあるのは「排水」と、<u>同条例第8条の7第1項中「下水道に」とあるのは「コミュニティ・プラントに」と、同条例第8条の9第1項第5号中「下水道施設」とあるのは「コミュニティ・プラント」と</u>、同条例第9条第1項中「特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質に係る法第12条の2第3項」とあるのは「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の2の規定は、特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質について準用し、同条第3項」と、同条例第18条第1項中「法第24条第1項の許可」とあるのは「行為の制限については法第24条の規定を準用し、同条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第9条 みよし市下水道条例第4条、第6条から第8条まで、第3章（第14条、第15条及び第17条の規定を除く。）、第4章及び第6章の規定は、コミュニティ・プラントの管理に準用する。この場合において、同条例第4条第1号及び第2号、第9条第1項及び第2項、第10条、第12条、第13条、第18条第2項、第19条第1項、第20条第1項並びに第22条第4号中「公共下水道」とあるのは「コミュニティ・プラント」と、同条例第4条第1号及び第3号並びに第10条第1項中「汚水」とあるのは「排水」と、同条例第9条第1項中「特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質に係る法第12条の2第3項」とあるのは「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の2の規定は、特定事業場から公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条並びに次条第2項及び第3項において同じ。）に排除される下水の水質について準用し、同条第3項」と、同条例第18条第1項中「法第24条第1項の許可」とあるのは「行為の制限については法第24条の規定を準用し、同条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p>